

九州地方社会保険医療協議会（第35回総会）

【議事次第】

令和元年12月23日（月）15:00～
第三博多借成ビル 4階大会議室
福岡市博多区博多駅南1丁目3番6号
第三博多借成ビル4階

【議 題】

1. 地方協議会の部会に属すべき委員の承認について
2. 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について
（諮問：令和元年12月10日 九厚発1210第2号）

地方協議会の部会に属すべき委員の承認について

〔福岡部会名簿〕(敬称略)

代表区分	氏名	委員	臨時委員	所 属 等
1. 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員	いの たけし 猪野 猛		○	福岡商工会議所事務局長
	かたひら ゆうじ 片平 祐志	○		全国健康保険協会福岡支部長
	やまぐち ともひろ 山口 朋宏	○		日本労働組合総連合会福岡県連合会組織・労働条件局長
2. 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員	かわばた きみこ 川端 貴美子	○		福岡県歯科医師会専務理事
	せと ゆうじ 瀬戸 裕司		○	福岡県医師会専務理事
	はらぐち とおる 原口 亨	○		福岡県薬剤師会長
3. 公益を代表する委員	おか やよい (新) 岡 弥生	○		弁護士
	もりなか ごう (旧) 森中 剛	○		弁護士
	おだ はるみ 小田 晴美	○		福岡県地域婦人会連絡協議会委員(地区代表)

○社会保険医療協議会令（抄）

平成十八年十二月六日 政令第三百七十三号（最終改正：平成二十年九月二十四日）

(部会)

第一条 中央社会保険医療協議会(以下「中央協議会」という。)及び地方社会保険医療協議会(以下「地方協議会」という。)は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 (略)

3 地方協議会の部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、地方協議会の承認を経て、会長が指名する。

4～10 (略)